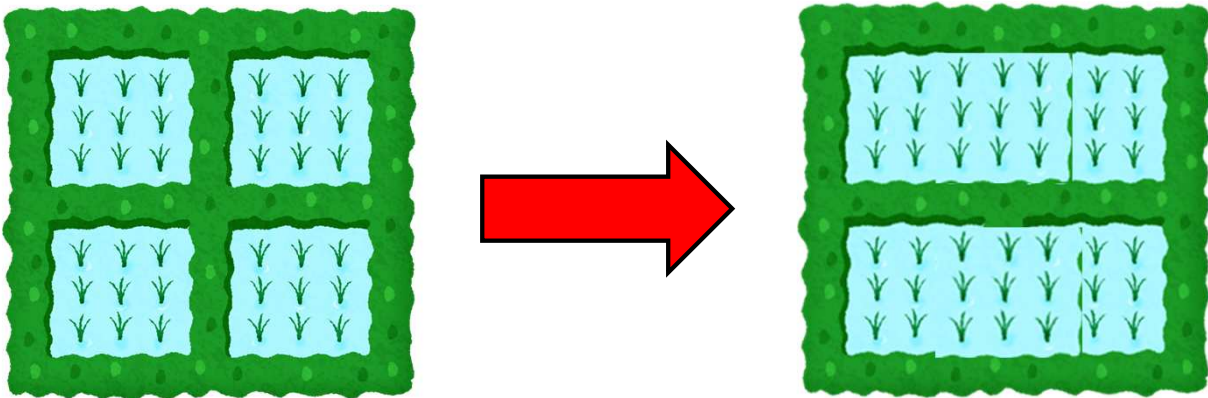


農地利用効率化物価高騰対策事業補助金

圃場の大区画化や耕作放棄地の解消を行い、生産性の向上を目指す農業者を支援します！！

1. 圃場整備事業

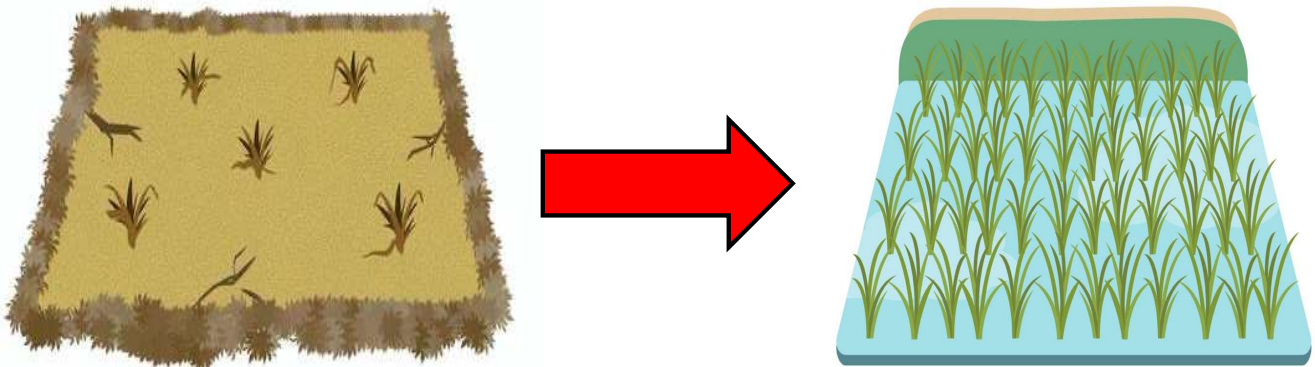
狭小圃場（10a未満の農地）の畦畔除去等を行い、圃場の大区画化を目指す農業者に対し、1圃場あたり11万円の補助を行います。



(整備の内容) 畦畔除去・耕耘・整地及び均平作業

2. 耕作放棄地解消事業

耕作放棄地を解消し、経面積の拡大を目指す農業者に対し10aあたり10万円の補助を行います。



(整備の内容) 除草・伐根・障害物除去及び耕耘並びに整地作業

※補助額の上限は各事業合わせて100万円となります。
(ただし、予算の範囲内とする。)

3. 交付対象農地

1. 圃場整備事業

- ・整備を行う農地の面積が10a未満であること。

2. 耕作放棄地解消事業

- ・農地法第30条第1項に基づく農地の利用状況調査において、遊休農地と判定された農地
- ・農地法第31条に基づく申し出のあった農地

3. 共通内容

- ・令和8年1月1日から令和9年2月1日の間に農地バンク（農地中間管理事業）による賃借権等を設定した農地
- ・事業の完了後、1年以内に作付けを行う農地

4. 交付対象者

交付対象農地を耕作する者であって、市内に住所を有する農業者（法人の場合は市内に事務所等を有する者）

5. 申請期間

農地バンク（農地中間管理事業）による賃借権等を設定した日から令和9年2月10日まで

6. 申請・問い合わせ先

幸手市役所 建設経済部 農業振興課

農業振興担当 TEL 0480-43-1111
(内線535)